

第1編 総 論

第1章 計画の趣旨（本文 P1）

1 計画作成に当たっての基本的考え方

市は、兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）に基づき、以下の基本的考え方のもと、伊丹市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）を作成する。

（1）平和なまちづくりを前提とした計画づくり

市民の生命、身体及び財産を守るためには、まずは平和な国際社会の実現への取り組みが重要であることを再認識し、本市の役割として多様な分野における草の根交流による相互理解、多文化共生社会づくりによる地域からの国際平和に対し、積極的に取り組み続ける。そのうえで、不測の事態に備えるといった危機管理の基本として国民保護計画を作成する。

（2）市民の「安全・安心」の確保

いかなる事態においても市民の生命、身体及び財産を守ることが市の責務である。武力攻撃事態等から市民を保護することも同様であり、市民の自由と権利を尊重しながら、有事における市民の安全と安心を確保するために作成する。

（3）防災態勢を活かした国民保護態勢の確立

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で、自然災害や大規模事故との違いはあるが、市民の安全を確保するための態勢については共通する部分も多い。阪神・淡路大震災等の自然災害等への経験を踏まえて作成した地域防災計画との整合性を図りつつ、地域防災計画に基づく取り組みで活用できるところは、できる限り活用しながら計画を作成する。

（4）市民、関係機関から幅広く意見を聴取

国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）の実施に当たっては、市民の理解と自発的な意思に基づく協力が必要であることから、国民保護協議会には、防災会議の委員を基本として、地域活動団体や事業者団体など幅広く参画いただくとともに、パブリックコメントの実施など広く市民の意見を聴取して計画を作成する。

（5）継続的な計画の見直し

市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後の国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していくべき事項があり、有効な計画となるよう、適時、計画の見直しを行う。

2 計画の目的

市保護計画は、伊丹市の地域にかかる住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施し、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活や経済への影響が最小となることを目的とする。

3 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基

本指針」という。)及び県保護計画を踏まえ、市保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

4 計画の対象

市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

第2章 基本方針（本文 P4）

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項を次のとおり定め、保護措置の基本方針として示す。

1 市民の基本的人権の尊重

市は、保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する市民の自由と権利を最大限に尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続について、これらの手続きを迅速かつ適切に実施するための処理体制を確保する。

3 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、防災のための連携体制を踏まえ、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力

(1) 住民及び自治会等の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

避難や救援などにおいて、住民の自発的な協力が得られるよう、市は、平素から保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、地区社会福祉協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの活動環境の整備等の支援に努める。

(2) 企業・団体の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業・団体の自主的な判断を尊重し、強制にわたることがないように配慮する。

また、市は、企業・団体の地域防災活動への参画を促すとともに、企業・団体における防災対策への取組に対する支援に努める。

6 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者が実施する保護措置について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保

市は、市、指定公共機関及び指定地方公共機関等が実施する保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等（本文 P6）

保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割及び連絡先を明らかにするため、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先について示す。

第4章 市の地理的、社会的特徴（本文 P12）

市は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について示す。

第5章 計画が対象とする事態（本文 P17）

市保護計画では、県保護計画において想定されている基本指針に基づく武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

なお、県保護計画では、県内における具体的な事態の想定や、県の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していくこととなっており、それにあわせて、市保護計画も適時見直しを行う。

1 武力攻撃事態等

（1）武力攻撃事態等の定義

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

(3) N B C 攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、N B C 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

2 緊急処理事態

(1) 緊急処理事態の定義

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急処理事態の分類

- ① 危険性を内在する物資を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
（原子力事業所等の破壊等）
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
（大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破等）
- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
（炭疽菌やサリンの大量散布等）
- ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
（航空機による自爆テロ等）

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等（本文 P23）

第1節 市における組織・体制の整備（本文 P23）

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するために、24時間即応体制の確立や、職員の参集基準、連絡手段等、初動対応に万全を期すため、組織・体制の整備について定める。

第2節 関係機関との連携体制の整備（本文 P25）

市は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との連携体制を整備する。

1 県との連携

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先について把握するとともに、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と緊密な連携を図る。

2 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先等を常に把握するとともに、県民局単位に設置する市町連絡会議を活用しつつ、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

3 指定公共機関等その他関係機関との連携

（1）指定公共機関等との連携

市は、市域内の指定公共機関等の連絡先等について情報を常に把握しておくなど指定公共機関等との緊密な連携を図る。

（2）医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう連絡体制を確認するとともに、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

（3）関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、連携体制の整備を図る。

第3節 市民に期待される取組等（本文 P29）

1 市民に期待される取組

（1）住民及び自治会等に期待される取組

① 平素における取組

- ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。
- イ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。

- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ 自治会等は、市からの警報等の情報を連絡する。
- エ 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

① 平素における取組

- ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- イ 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
- エ 市と連携して、訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を住民に伝達する。
- イ 地域の住民の安否確認を行う。
- ウ 市と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所に期待される取組

① 平素における取組

- ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- イ 事業所内における危険箇所を把握する。
- ウ 情報の収集、伝達の方法と経路を確認する。
- エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認する。
- オ 役割分担、避難や連絡方法、来客等の誘導方法などをあらかじめ決めておき、周知する。
- カ 市（消防）と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。
- キ 専門的な資機材やスキル、又、その組織力を活かし、自治会、自主防災組織等と連携を図りながら、地域における情報伝達、消火、救助等の体制を構築する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客に伝達する。
- イ 混乱防止に留意し、従業員により、顧客の避難誘導を行う。
- ウ 高齢者、障害者、乳幼児等の従業員、来客の避難に留意し、必要に応じて補助する。
- エ 従業員等の安否確認を行う。
- オ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。
- カ 自主防災組織や自治会等と連携し、専門的な資機材やスキル、又、その組織力を活かし、周辺住民等への情報伝達や避難誘導、消火、救助等の活動を行う。

2 市民との連携

(1) 住民及び自治会等との連携

市は、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

市は、事業所、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図るとともに、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

3 自主防災組織に対する支援

市は、保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

4 ボランティア活動への支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、伊丹市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第4節 通信の確保（本文 P31）

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第5節 情報収集・提供等の体制整備（本文 P32）

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

第6節 研修及び訓練（本文 P36）

1 研 修

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程や県の研修機関の研修課程等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 訓 練

市は、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図り、また、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等を活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携を図る。

【訓練に当たっての留意事項】

- ① 訓練の実施においては、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ② 住民に対し、広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努める。
- ③ 訓練の実施においては、客観的な評価を行うとともに、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 学校、病院、駅、空港その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え（本文 P38）

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備する。

（2）隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定さ

れる避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

① 高齢者、障害者等の日常的把握

・市は、自らが管理する病院および社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

・個人情報の取り扱いに注意しつつ、民生児童委員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう体制整備に努める。

② 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、ニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、外国人に対して、外国語による情報伝達手段の確保に努める。

③ 運送手段の確保

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、対応を確認する。

2 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、運送事業者等の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制の整備に努める。

3 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所について、地域住民に周知する。

4 避難施設の指定への協力

市は、県が指定した避難施設に関する情報を、住民に周知するとともに、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

5 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含む医療資源を把握し、特に、初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から応急的に医療を実施する体制を整備するとともに、医療機関等との連携を図る。

第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え（本文 P42）

1 生活関連等施設の把握

市は、その市域内に所在する生活関連等施設について、県からの情報提供等に基づき、把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

【生活関連等施設】

- ・ 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）
- ・ その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、生活関連等施設の対応も参考にして、県警察との連携を図りつつ、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備（本文 P44）

保護措置を実施する上で必要な物資及び資材について、その備蓄、整備のあり方について示す。

第5章 啓発（本文 P46）

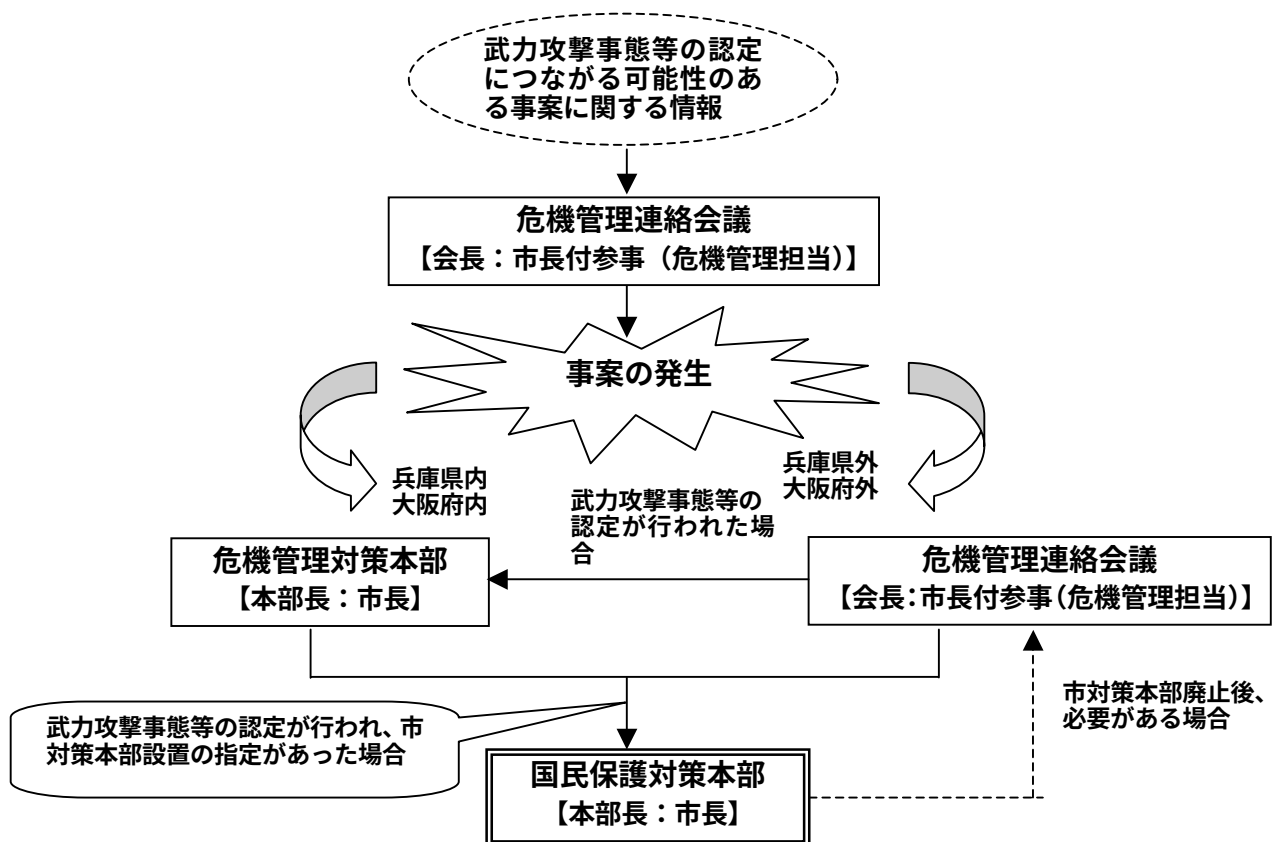
武力攻撃災害による被害の最小化には、市民一人ひとりの適切な行動や自発的な協力が必要であるため、広く市民が保護措置の意義や仕組みについての理解を深め、正しい知識を身につけることができるよう、啓発のあり方について示す。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置（本文 P47）

第1節 危機管理対策本部等における初動体制（本文 P47）

内閣総理大臣から市国民保護対策本部（以下、「市対策本部」という。）を設置すべき市の指定がない場合で、情報の収集、警戒及び応急対策について全庁的な対応が必要であると認められるときは、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：市長付参事（危機管理担当）」を設置する。



第2節 市対策本部の設置等（本文 P51）

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部（本部長：市長）を設置する。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、保護措置を実施することができる。

(3) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃災害の被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を調整する必要があると認めるときには、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(4) 大阪国際空港における武力攻撃事態等への対処

① 施設管理者等との連携

市は、平素から、大阪空港事務所、空港ターミナル施設の管理者、県警察、県、関係市、関係消防機関等と連携しながら整備した緊急連絡体制により、直ちに連絡をとりあい、武力攻撃事態等への対処を行う。

② 現地調整所の設置

ア 市は、事態の変化等に機敏に対応するとともに、武力攻撃災害への対処や避難住民の誘導等を効率的かつ安全に実施するため、現場直近の安全を確保できる場所に現場で活動する関係機関（県、県警察、医療機関、自衛隊等）と連携して、現地調整所を設置する。

イ 市は、現地調整所において、被災状況や現場で活動する関係機関の活動状況を把握するとともに、情報を共有し、関係機関からの助言を踏まえ、消火・救助・救急活動や、退避の指示、警戒区域の設定、避難住民の誘導など、必要な措置を実施することを基本とする。

ウ 大阪国際空港は、本市、池田市、豊中市にまたがって位置しているため、両市と連携して対処できるよう、現地調整所を合同設置するなど、両市との緊密な連携体制を確保する。

2 動員の実施

市は、事態の状況に応じて適切な体制を構築するため、職員の参集基準など動員体制について定める。

第3節 通信の確保（本文 P56）

市は、携帯電話、防災行政無線、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、地域防災無線等の通信回線の利用により、情報通信手段を確保するとともに、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

第2章 関係機関相互の連携（本文 P57）

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関その他の関係機関と密接な連携を図る。

- 指定行政機関等の職員の派遣要請
- 県への応援の要求
- 県職員の派遣要請

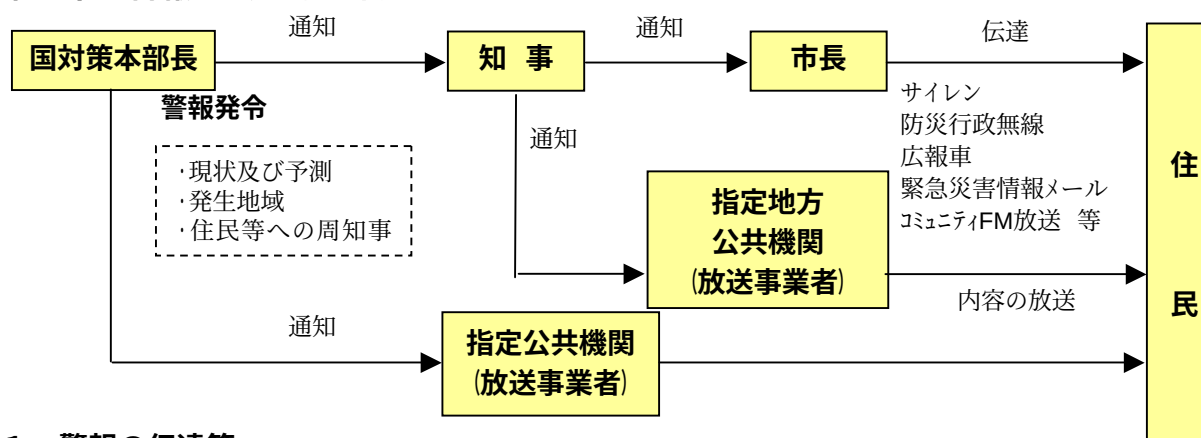
- 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請
- 知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求め
- 他の市町村長等への応援の要求、職員の派遣要請
- 関係機関に対する協定等に基づく応援協力要請 など

第3章 市民の協力等（本文 P62）

市は、避難住民の誘導、避難住民等の救援、消火、負傷者搬送、被災者の救助その他武力攻撃災害への対処に関する措置、保健衛生の確保の措置の実施のために必要があると認める場合には、住民及び自治会等の団体や企業等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合、協力する者の安全の確保に十分配慮する。

また、市は、自主防災組織及びボランティア活動に対して、必要な支援を行う。

第4章 警報の伝達等（本文 P65）



1 警報の伝達等

（1）警報の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、商工会議所など）に伝達するとともに、当該市の他の執行機関その他の関係機関に通知する。

（2）警報の伝達方法

国、県からの通知に基づく、放送事業者による放送に加え、市は、当面、現在保有する伝達手段に基づき、原則として、次の要領により、警報の伝達を行うものとされている。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

る。

≫当面、以下の手段を主として、警報の伝達を行う。

- ①コミュニティ FM 放送
- ②CATV
- ③緊急災害情報メール
- ④広報車
- ⑤市のホームページ

≫国が定めたサイレンの活用については、現在、外部へ吹鳴するための同報系防災行政無線が整備されていないことから、既存の公共施設の放送設備を活用するなどの方法を検討する。

(3) 伝達体制の整備

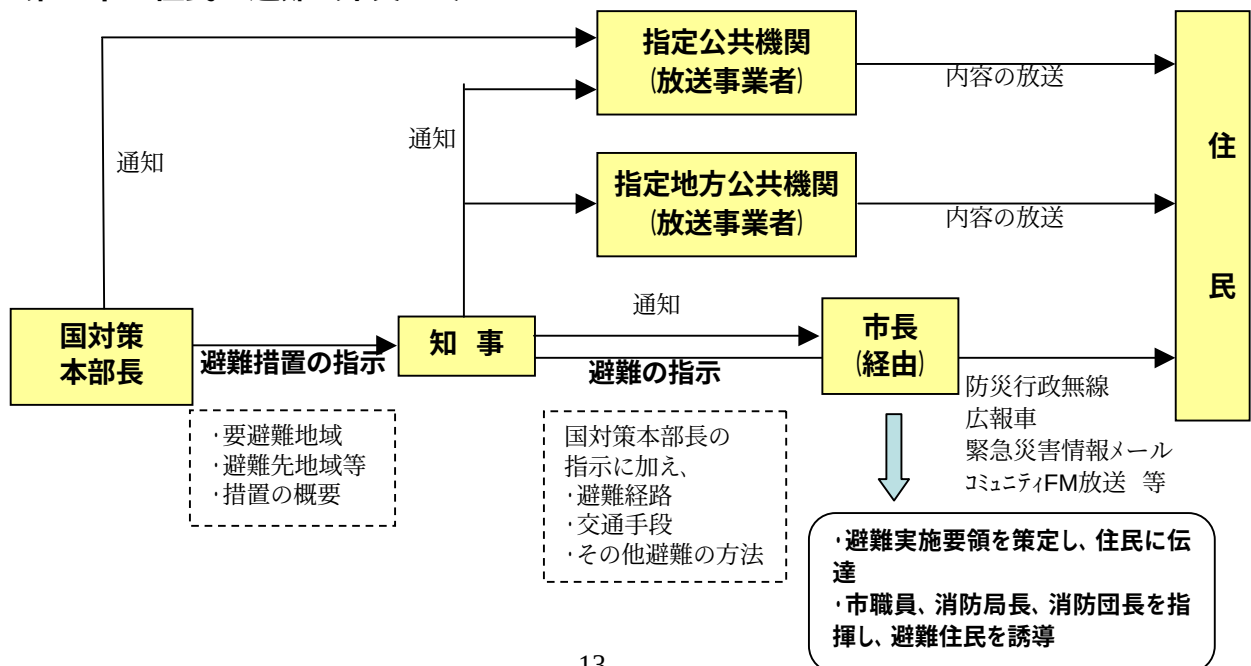
市長は、その職員及び消防団員を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の地域コミュニティの自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報を伝達することができるよう、体制を整備する。

(4) 高齢者、障害者、外国人等への配慮

高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、正しい情報の迅速な伝達と避難などに備えられるよう努める。

- ① 障害者の個々のニーズに応じることができるよう複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。
- ② 病院、社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所へ優先して警報を伝達するよう努める。
- ③ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力により、高齢者、障害者等が居住する世帯に対して個別に警報の伝達を行うよう努める。
- ④ 日本語が理解できない外国人に対しては、多言語で警報の内容を発信するなど警報の伝達が円滑に行われるよう体制について検討する。
- ⑤ 住民との協働により災害時要援護者避難支援システムの構築に努める。

第5章 住民の避難（本文 P68）



第1節 避難の指示等（本文 P68）

1 避難の指示

- ① 知事は、総務大臣（消防庁）を通じて国対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、市町長、県の執行機関、指定地方公共機関、県の関係地方機関その他の関係機関に通知するとともに、要避難地域の住民に対し、直ちに避難の指示を行うものとされている。

【避難の指示の内容】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）③ 関係機関が講ずべき措置の概要④ 主要な避難の経路⑤ 避難のための交通手段⑥ その他避難の方法 |
|---|

- ② 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、県警察と協力し、その内容を、警報の伝達方法に準じて、住民及び関係ある公私の団体に伝達する。

2 自家用車の使用の制限

住民の避難に当たっては、原則として、自家用車等の使用を制限することとされている。ただし、自ら避難することが困難な者の避難を円滑に実施するため、特に必要があると認める場合には、知事は、避難の指示を行うに当たり、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものとされている。

第2節 避難住民の誘導（本文 P73）

1 避難住民の誘導

（1）避難実施要領の策定

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、的確かつ迅速に避難実施要領を策定し、警報の伝達方法に準じてその内容を住民に伝達するとともに、警察署長、自衛隊兵庫県地方協力本部長等関係機関に通知する。

【避難実施要領に定める事項】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項・ 避難の実施に関し必要な事項 |
|--|

（2）避難実施要領の伝達・通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、警報の伝達方法に準じて、直ちにその内容を住民に伝達するとともに、当該市町の区域を管轄する消防長、警察署長、自衛隊兵庫県地方協力本部長等に通知するものとする。また、管轄する県地方対策本部長（県民局長）にも、併せて通知するものとする。

(3) 避難住民の誘導

- ① 市長は、その避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとする。その際、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 市長は、十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。更に、事態の規模等の必要に応じて、自主防災組織や自治会長、事業所等の市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。
- ③ 市長は、現場での調整を行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況の変化に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 動物の保護等に関する配慮

国（環境省、農林水産省）が示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、県及び関係機関と連携協力を図りながら、危険動物等の逸走対策や要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等の相談・助言等必要な措置を実施する。

(5) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮

市は、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努めるものとする。

(6) 避難所等における安全確保

市は、県警察が行う被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止のための活動に必要な協力を行う。

(7) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

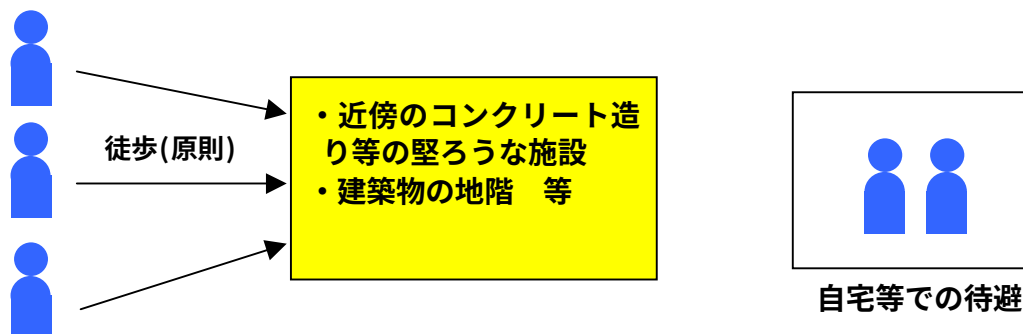
(8) 避難住民の運送の求め等

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。
- ② 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。

第3節 避難の類型（本文 P78）

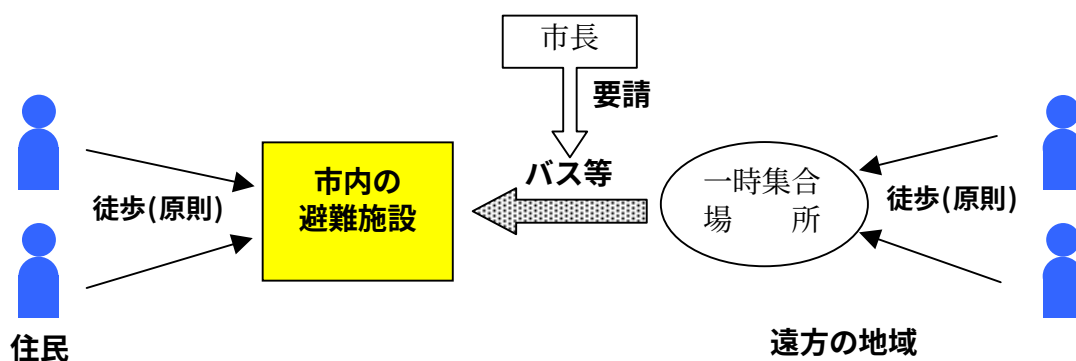
1 屋内への避難

弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に避難。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の類型により、他の安全な地域へ避難。



2 市内の避難

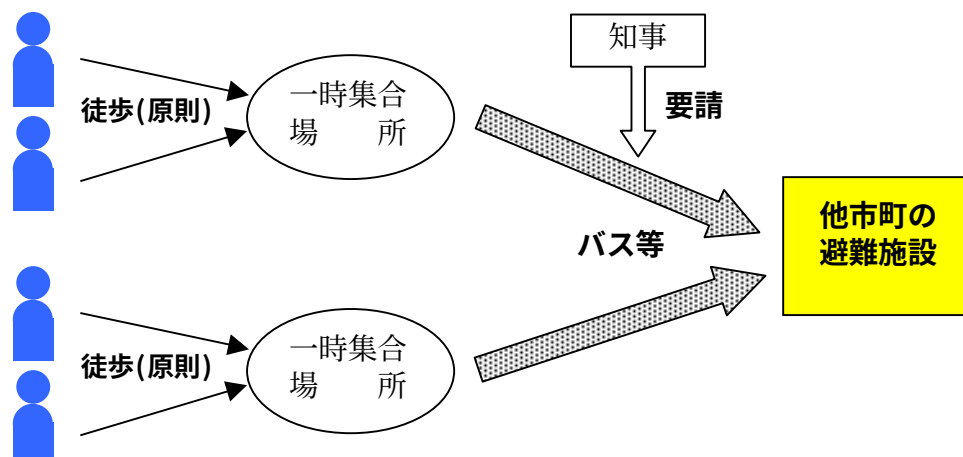
徒歩を原則として、市内の避難施設に避難。遠方への避難が必要な場合は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、市長が要請したバス等に分乗する。



3 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

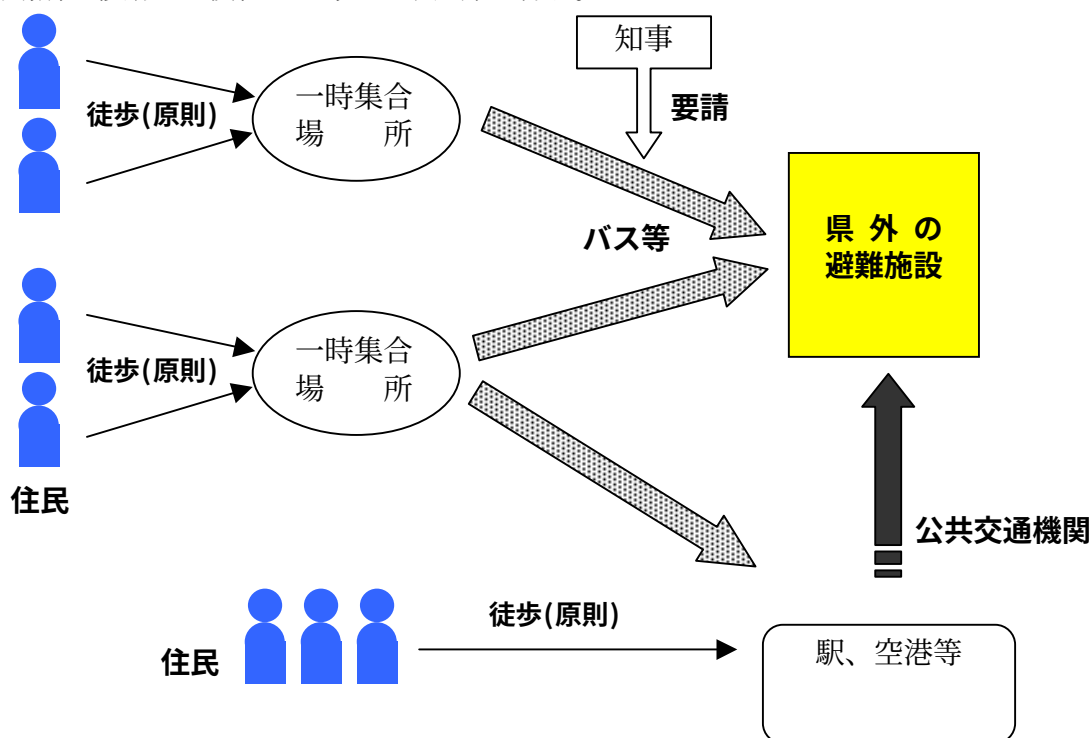
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



4 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、航空機等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、空港等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



第4節 避難に当たって留意すべき事項（本文 P80）

1 地域特性に応じた留意事項

大都市や自衛隊施設の周辺地域における避難について、地域特性に応じた留意点を示す。

2 事態の種類等に応じた留意事項

攻撃事態の4類型や、NBC 攻撃等における避難の留意事項を示す。

第6章 救援（本文 P84）

第1節 救援の実施（本文 P84）

市長は、救援を行うこととされている知事と連携し、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、その実施方法等について示す。

1 県による救援の実施

知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次の措置を行うものとされている。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

2 市による救援の実施

(1) 知事による事務委任

① 救援の実施に係る事務委任の方針

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができることから、下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を市長に委任するものとされている。

ア 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること。

イ 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

② 救援の内容

市長は、救援の事務委任について知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があった場合は、実施することとされた救援に関する措置を、その範囲内において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容に基づき、県と密接に連携のうえ、関係機関の協力を得て行う。

③ 救援の補助

市長は、上記で実施することとされる救援の実施に関する事務以外の事務についても、知事が実施する救援を補助する。

第2節 救援に必要な物資の確保等（本文 P89）

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、次の措置を講ずることができるものとされている。

また、市長は、救援の措置に関し事務の委任が行われた場合、その範囲内において、知事に代わって、同様の措置を講ずることができる。

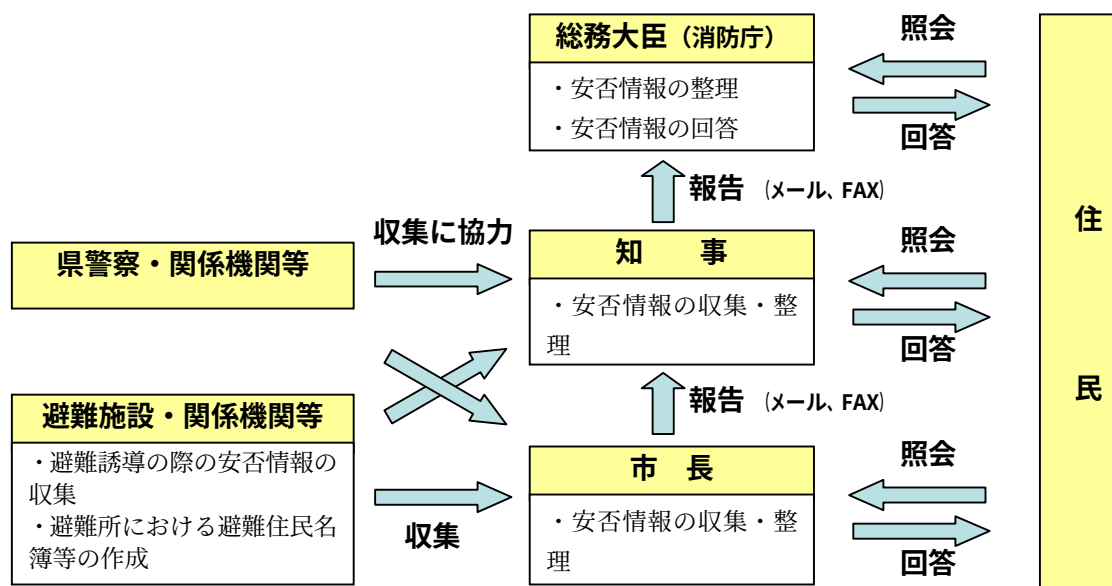
この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ、これらの措置を講ずることに留意する。

- ① 物資の売渡しの要請等
- ② 土地等の使用
- ③ 公用令書の交付
- ④ 立入検査等
- ⑤ 医療の実施の要請等

第3節 救援の実施方法（本文 P92）

知事又は市長が行う救援の基本的な実施方法について定める。

第7章 安否情報の収集・提供（本文 P107）



1 安否情報の収集

市は、安否情報の収集の中心を担う役割であるとの認識のもと、避難住民の誘導の際に、又は避難所において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の収集を行うものとする。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し、電子メール、FAX等により県へ送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

- ① 市は、住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、書面を提出することにより受け付け、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは回答する。
- ② 市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底し、安否情報データの管理を徹底するとともに、回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとする。

第8章 武力攻撃災害への対処（本文 P114）

第1節 武力攻撃災害への対処（本文 P114）

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の要請を行うよう求める必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者は、市長又は消防吏員、警察官へ通報しなければならないとなっており、消防吏員は、直接の通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令するものとされている。

(2) 緊急通報の通知・伝達

- ① 緊急通報の関係機関への通知・伝達方法については、原則として警報の通知・伝達方法と同様とするものとされている（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。
- ② 市長は、緊急通報の通知を受けた際、原則として、警報の伝達方法に準じて、住民及び関係のある公私の団体その他の関係機関に緊急通報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。
- ③ 知事は、放送事業者である指定公共機関等に対し、迅速に緊急通報の内容を通知するものとされている。

第2節 応急措置等（本文 P116）

1 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、目の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所に逃れるため、退避の指示を行うものとする。

この場合において、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

3 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

4 土地、建物の一時使用等

(1) 土地、建物の一時使用等

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

(2) 障害物の除去等

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等 (本文 P120)

1 生活関連等施設等の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、市保護計画で定めるところにより、浄水場等市が管理する生活関連施設以外の施設について、生活関連施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

この場合、市は、県警察その他の関係機関に対し、必要に応じて支援を求める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等の取扱所の警備の強化

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、既存の法令に基づく規制措置を講ずるとともに、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める。

(2) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、取扱所の使用の一時停止又は制限、危険物質等の製造、運搬等の一時禁止又は制限、廃棄又は所在場所の変更等の措置を講ずべきことを命ずる。

また、当該措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処（本文 P124）

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（放射性物質事故災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるとともに、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、県警察等関係機関と調整しつつ、汚染食料品の流通及び摂取の防止のための流通事業者等の指導や住民への注意喚起、生活用水が汚染された場合の給水制限等の措置を講ずる。

第9章 被災情報の収集・報告及び公表（本文 P128）

1 被災情報の収集・報告

市は、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し、県に報告する。

2 被災情報の公表

(1) 市民への広報

市は、武力攻撃災害等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供を行うものとする。記者会見、広報紙、広報番組、ホームページ等の様々な広報手段を活用するとともに、問い合わせ窓口を開設するなど、市民に迅速に提供できる体制を整備する。

(2) 総合相談窓口の設置

市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、または各種行政相談等にきめ細やかに対応するため、総合相談窓口を設置する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置（本文 P131）

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、**健康対策、感染症対策、食品衛生確保対策、栄養指導対策、飲**

料水衛生確保対策、こころのケア対策を実施する。

2 廃棄物の処理

市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

3 文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置（本文 P134）

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力を行うとともに、市の区域内のみに事業所等がある場合は、市がその措置を行う。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免等適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給

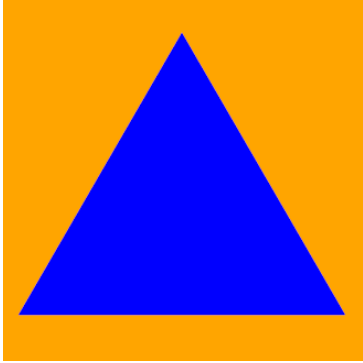
市は、水道事業者及び工業用水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるとともに、道路管理者として、道路を適切に管理する。

（2）公共的施設の適切な管理

市は、道路管理者として、道路を適切に管理する。

第 1 2 章 特殊標章等の交付及び管理（本文 P137）

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章等を適切に交付及び管理するとともに、国、県その他関係機関と協力しつつ、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

特殊標章等
保護措置に係る職務を行う職員等 に対し交付
(オレンジ色地に青の正三角形) 

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧（本文 P139）

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

第2章 武力攻撃災害の復旧（本文 P140）

1 国における所要の法制の整備等（法171条）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

3 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 財政上の措置等（本文 P141）

1 費用負担及び支弁

市が実施する保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置に要する費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護法施行令で定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

市は、国民保護法に基づく行政処分に係る損失補償、医療の実施の要請等に係る実費弁償、要請を受けて保護措置に協力した者が死傷したときの損害補償等を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161条2項・令45条・46条）

市は、保護措置の実施に関し、県対策本部長が総合調整を行い、又は指示をした結果、市が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める対象及び手続等に従い、県に対し損失の請求を行う。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するための総合的な窓口を開設する。

第5編 緊急処理事態への対処

(本文 P144)

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。